

<p>『国際関係論叢』刊行趣旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 本刊行物は、国立大学法人東京外国语大学国際関係研究所による発信媒体との性格において、社会科学分野の学術的な研究成果を掲載する論文誌として発行される。 本刊行物は『国際関係論叢』を正式名称とし、英語での名称には Tokyo Fuchu International Studies Journal を用いる。 『国際関係論叢』の発行者は、国立大学法人東京外国语大学国際関係研究所とする。 社会科学分野での研究交流を目的とした媒体として、『国際関係論叢』における論述は、幅広い研究者への便宜を念頭に日本語ないし英語で行う。 研究成果の発信媒体としての役割を念頭に、『国際関係論叢』は年二回、定期的に発行される。 発行者は、本刊行趣旨に沿って、『国際関係論叢』の投稿規程を定める。なお、『国際関係論叢』の編集者は国立大学法人東京外国语大学国際関係研究所とする。 <p>『国際関係論叢』投稿規程</p> <p>(投稿対象)</p> <ol style="list-style-type: none"> 投稿論考は、各号の原稿掲載受付締切日において、下記 1)から 7)のいずれかに該当する者を第一著者とする社会科学分野の学術研究成果原稿とする。 <ol style="list-style-type: none"> 国立大学法人東京外国语大学(以下、本学)の専任教員 本学の大学院連携講座教員 投稿原稿に関する分野で日本の大学の博士に相当する国内外の学位を有し、本学において「研究員」との名称のついた職にある者 本学の大学院において過去 60 カ月内に投稿原稿の内容に関する分野で博士の学位を取得した者 本学の大学院博士後期課程を過去 60 カ月内に退学し、他大学に専任教員として在職中の者 本学の名誉教授。過去 60 カ月内に本学を退職した元専任教員、あるいは本学に専任教員として 15 年以上の在職歴のある元専任教員 その他、当該号掲載予定の他の原稿と直接かつ具体的な関連をあらかじめ想定しての執筆など、当該号への投稿の妥当性ならびに必要性を編集者によって認められた者 投稿原稿は未発表のものに限る。学会報告ペーパーなど、事後の修正を想定した中間報告の性格をもつ文章については、他者の権利を侵害しない限りにおいて、修正を加えた上での投稿を認める。 	<p>(掲載区分)</p> <ol style="list-style-type: none"> 原稿は、論説、研究ノート、書評論文、その他の 4 項目に分けて掲載される。 <p>(執筆言語)</p> <ol style="list-style-type: none"> 執筆に用いる言語は日本語ないし英語とする。 <p>(体裁)</p> <ol style="list-style-type: none"> 原稿の形式は、縦書き、横書きいずれも可とする。原稿の長さ、見出し・註・文献挙示の体裁は、投稿者の裁量とする。長文の場合は(おまかなかんたんとして、日本語原稿換算で 40000 字程度相当以上)、複数号にまたがっての分割掲載をお願いすることがある。 原稿には、日英両語により、論文執筆者全員の氏名、所属、論文タイトル、要旨、およびキーワードを記す。 <p>(提出)</p> <ol style="list-style-type: none"> 原稿の提出は編集者たる国立大学法人東京外国语大学国際関係研究所に、Word 形式の電子ファイル原稿として E メールへの添付で行う。後日プリントアウトの提出をさらに依頼する場合もある。 原稿は随時受け付ける。掲載は、編集者から別途案内される場合を除き、各年第一号については発行前年の 10 月 20 日、同第二号については発行年の 4 月 20 日までに国際関係研究所が受け付けたものを対象とする。 <p>(掲載)</p> <ol style="list-style-type: none"> 投稿された原稿の掲載可否は、刊行趣旨と投稿規程に照らし、編集者が総合的に判断する。その際、採用原稿について、投稿者に修正を求めることがある。なお、原稿の内容に起因する責任は投稿者が負うものとする。 各号への原稿の掲載順は上記掲載項目ごとの投稿受付順を原則とする。ただし論説について、直前号で冒頭に掲載された論文の執筆者による原稿はこのかぎりでない。 <p>(校正)</p> <ol style="list-style-type: none"> 著者校正是二回までとする。校正に関する諸手続きについて、投稿者は編集者の指示に従うものとする。 <p>(その他)</p> <ol style="list-style-type: none"> 掲載稿の著者は発行者に対し、当該掲載稿の著作権法上の複製権ならびに公衆送信権を許諾するものとする。 掲載する論文等に関しては、CC-BY を表示する。ただし、特別の事情があつてそれ以外の扱いを必要とする場合は、編集者に連絡したうえで、それに応じた記号を付記できる。 その他本規程にかかる手続きの詳細は、隨時、編集者が定めて案内する。
---	---